届出により診療所に病床を設置することができる特例措置に関する取扱要綱

（目的）

第１条 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第３条の３の規定により、

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第１条の１４第７

項第１号及び第２号に規定する診療所に該当し、知事の許可を受けないで届出により療

養病床又は一般病床を設けようとする場合の取扱いについて定める。

（事前協議の申出）

第２条 規則第１条の１４第７項第１号及び第２号に規定する診療所（以下「病床設置届出

診療所」という。）に該当するとして当該診療所に療養病床又は一般病床を設置し又は増

床しようとする開設者又は開設予定者（以下「事前協議申出者」という。）は、知事が当

該診療所を病床設置届出診療所と認めるか否かについて、あらかじめ協議するため、事前

協議申出書（様式第１号）及び診療所の病床の設置等に係る計画書（様式第２号）を知事

に提出するものとする。

（申出内容の審査及び決定）

第３条 知事は、前条に定める事前協議のあった診療所が、別表１に定める病床設置届出診

療所として認められる基準（以下「認定基準」という。）に適合するか否かについて、高

知県地域医療構想調整会議及び高知県医療審議会（以下「医療審議会等」という。）の意

見を聴くものとする。

２　知事は、前条の事前協議申出書が提出されたときは、医療審議会等の意見を聴いて、病

　床設置届出診療所と認めるか否かを決定し、その結果を開設者に通知する。

（診療所の運営変更）

第４条 病床設置届出診療所に該当すると認められた事前協議申出者は、療養病床又は一

般病床の設置又は増床の届出を行う前に、第２条の規定により提出した事前協議申出書

の記載事項を変更しようとするときは、その旨を知事に報告し、別途指示を受けるものと

する。

（定期報告）

第５条 病床設置届出診療所の開設者は、別表２に定める事項を毎年２月末日までに知事

に報告するものとする。

（指導及び決定取消）

第６条 知事は、前条の報告をもとに適切に運営されているかを確認し、規則第１条の１４

第７項第１号及び第２号に係る要件に適合しないと判断した場合は、病床設置届出診療

所の開設者に対し、認定基準に即して運営を行うよう求めるものとする。

２　知事は、前項の規定に基づき、認定基準に則した運営を求めた場合において、１年後に

おいても改善が見られない場合は、医療審議会等の意見を聴いて、病床設置届出診療所の

開設者に対し、期限を定めて病床数の削減又は廃止を求めるものとし、当該期限までに削

減又は廃止が行われない場合は、病床設置届出診療所として認めた決定を取り消すもの

とする。

附 則

１ この要綱は、令和２年１月６日から施行する。

２　平成19年12月10日、高知県医療審議会において承認された「届出による一般病床

の設置が可能な診療所の基準」は、廃止する。

（別表１）

届出により病床を設置することができる診療所に係る認定基準

次表の左欄に掲げる区分に応じ右欄に掲げる基準に適合する診療所は、医療法施行規

則（昭和23年厚生省令第50号）第１条の１４第７項第１号及び第２号に規定する診療

所に該当するものとみなす。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 基　準 |
| １ 医療法第30条の7第2項  第2号に掲げる医療の提供の  推進のために必要な診療所  その他の地域包括ケアシス  テムの構築のために必要な  診療所（規則第１条の１４第７  項第１号関係） | 次のいずれかの機能を有し，地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。  １ 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）  ２ 急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上）  ３ 患者からの電話等による問い合わせに対し，常時対応できる機能  ４ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の1割以上）  ５ 当該診療所内において看取りを行う機能  ６ 全身麻酔，脊椎麻酔，硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手  術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩におい  て実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）  ７ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能 |
| ２ へき地に設置される診療所  （規則第１条の１４第７項第  ２号関係） | 次に該当し，地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。  １ 国民健康保険法（昭和33年厚生省令第53号）第192号に基づく第１種・第２種へき地診療所及びへき地保健医療対策事業について（平成13年５月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知）の別添「へき地医療対策等実施要綱」に基づいて設置されるへき地診療所 |
| ３ 小児医療の推進に特に必  要な診療所（規則第１条の１４  第７項第２号関係） | 次に該当し，地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。  １ 小児科を標榜し、小児の入院医療を行う診療所 |
| ４ 周産期医療の推進に特に  必要な診療所（規則第１条の１  ４第７項第２号関係） | 次に該当し，地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。  １ 産科又は産婦人科を標榜し、分娩を取り扱い、周産期医療を行う診療所 |
| ５ 救急医療の推進に特に必  要な診療所（規則第１条の１４  第７項第２号関係） | 次に該当し，地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。  １ 診療所の開設者が、特例適用後に、救急病院等を定  める省令に基づく救急診療所の認定に係る申出書を県知事に対して提出することを確約した診療所 |

（別表２）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 報　告　事　項 | 様　式 |
| １ 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所（規則第１条の１４第７項第１号関係） | １　前年１年間の入院患者延べ数  ２　前年１年間の入院患者受入れ人数  ３　次の事項のうち届出有床診療所に該当するものとして認められる機能に関する事項  (1)　前年１年間の訪問診療等の実施回数  (2)　前年１年間の急変時の入院患者の受入れ人数  (3)　患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制  (4)　前年１年間の他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れ人数  (5)　前年１年間の当該診療所内において看取りを行った件数  (6)　前年１年間の全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施した（分娩において実施する場合を除く。）件数  (7)　前年１年間の病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡件数 | 様式  第３号 |
| ２ へき地に設置される診療所（規則第１条の１４第７項第２号関係） | 前年１年間の入院患者延べ数 | 様式  第４号 |
| ３ 小児医療の推進に特に必要な診療所（規則第１条の１４第７項第２号関係） | 前年１年間の小児科に係る入院患者延べ数 | 様式  第５号 |
| ４ 周産期医療の推進に特に必要な診療所（規則第１条の１４第７項第２号関係） | 前年１年間の分娩取扱い件数 | 様式  第６号 |
| ５ 救急医療の推進に特に必要な診療所（規則第１条の１４第７項第２号関係） | １　前年１年間の診療時間外の受診患者（時間外加算，深夜加算又は休日加算を算定した者）延べ数  ２　前年１年間の救急自動車による搬送受入れ人員数及び入院患者数 | 様式  第７号 |

　備考

　前年１年間とは、第５条の規定に基づき、知事に報告を行う日が属する年の前年の１月

　１日から12月31日とする。

様式第１号

年 月 日

高知県知事 殿

　　　　　　　　　　　　　　事前協議申出者 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　 〃 　氏名 　印

電話 　　 ( 　　 )

　法人にあつては，その名称，主たる事務所

　の所在地並びに代表者の職及び氏名

届出により病床を設置することができる診療所に係る事前協議申出書

医療法第７条第３項の規定による厚生労働省令に定める場合に該当し、診療所へ療養病床又は一般病床を設置又は増床したいので、届出により診療所に療養病床又は一般病床を設置することができる特例措置に係る取扱要領第２条の規定により、事前協議を申し出ます。

様式第２号

　　　　　　　診療所の病床の設置等に係る計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 診療所の名称（予定） |  | |
| 診療所の所在地（予定） |  | |
| 医療法施行規則第１条  の１４第７項第１号及  び第２号に規定する診  療所の区分 | □ 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所  □ へき地に設置される診療所  □ 小児医療の推進に特に必要な診療所  □ 周産期医療の推進に特に必要な診療所  □ 救急医療の推進に特に必要な診療所 | |
| 病床設置等予定年月日 | 令和 　年 　月 　日予定 | |
| 診療科目 |  | |
| 病床数 | １ 今回、設置又は増床する病床数  一般病床 床 療養病床 床 合計 床  ２ 既設置の病床数  一般病床 床 療養病床 床 合計 床  ３ 合 計  一般病床 床 療養病床 床 合計 床 | |
| 開設者（氏名又は名称） |  | |
| 現に他の病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は他の病院若しくは診療所に勤務している場合 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| この診療所と同時に病院又は診療所を開設しようとする場合 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| ※病床設置の理由や目的、申出に係る診療所が、新たに療養病床又は一般病床を設置又は増床することにより、当該地域に対してどのように良質かつ適切な医療を提供していくのか、  当該地域に果たす役割や計画、人材確保策等を自由に記載のうえ、添付すること。 | | |

様式第３号

年　　月　　日

　高知県知事　様

病床設置届出診療所の名称

開設者　住　所

氏　名

電話番号

病床設置届出診療所に係る報告について

　このことについて、地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所に係る　　年度（　　　年　　　月から　　　年　　　月）の報告を下記のとおり提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 入院患者延べ数 | 人 |
| 入院患者受入れ人数 | 人 |
| 訪問診療等の実施回数 | 回 |
| 急変時の入院患者の受入れ人数 | 人 |
| 患者からの電話等による問合せに対し、常時対応できる体制 | 有　・　無 |
| 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れ人数 | 人 |
| 当該診療所内において看取りを行った件数 | 件 |
| 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に  限る）の実施件数 | 件 |
| 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡件数 | 件 |

様式第４号

年　　月　　日

　高知県知事　様

病床設置届出診療所の名称

開設者　住　所

氏　名

電話番号

病床設置届出診療所に係る報告について

　このことについて、へき地に設置される診療所に係る　　年度（　　　年　　　月から　　　年　　　月）の報告を下記のとおり提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 入院患者延べ数 | 人 |
| 平均在院日数 | 日 |

様式第５号

年　　月　　日

　高知県知事　様

病床設置届出診療所の名称

開設者　住　所

氏　名

電話番号

病床設置届出診療所に係る報告について

　このことについて、小児の入院医療の提供のために必要な診療所に係る　　年度（　　　年　　　月から　　　年　　　月）の報告を下記のとおり提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 入院患者延べ数 | 人 |
| うち小児患者延べ数 | 人 |
| 平均在院日数 | 日 |

（注）

　複数の診療科目を標榜する医療機関にあっては、１及び２は小児科の入院患者に係る数とする。

様式第６号

年　　月　　日

　高知県知事　様

病床設置届出診療所の名称

開設者　住　所

氏　名

電話番号

病床設置届出診療所に係る報告について

　このことについて、周産期医療の提供のために必要な診療所に係る　　年度（　　　年　　　月から　　　年　　　月）の報告を下記のとおり提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 分娩取扱件数 | 件 |
| 入院患者延べ数 | 人 |

様式第７号

年　　月　　日

　高知県知事　様

病床設置届出診療所の名称

開設者　住　所

氏　名

電話番号

病床設置届出診療所に係る報告について

　このことについて、救急医療の提供のために必要な診療所に係る　　年度（　　　年　　　月から　　　年　　　月）の報告を下記のとおり提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 診療時間外の受診患者（時間外加算、深夜加算又は休日加算を算定した者）延べ数 | 人 |
| 救急自動車による搬送受入れ人数 | 人 |